

当選商法に気をつけましょう

お問い合わせ 消費生活センター
(平日) 午前9時～午後4時 ☎57-8143

消費者ホットライン ☎188 (嫌や!泣き寝入り)

「あなたが当選しました」というようなメールや郵便物が届き、金銭やクレジットカード番号の返送を促す当選商法にご注意ください。

不安な場合は、消費生活センターへ相談してください。

【事例①】

「アンケートに答えると新機種
の携帯電話が安価で当選する」と
いうバナー広告を見て申し込んだ。
当選したのでクレジットカードで
支払うこととし、カード情報を
送ったところ、商品は届かず、心
当たりのない代金が毎月引き落と
されている。

【事例②】

エメールアドレスで、「あなたに賞金
が当たる権利が当選した。この権
利を得るためには〇〇円を支払う
必要がある。」などと書いてある
文書が届いた。

【アドバイス】

「あなたが特別に選ばれた」などと幸福感をあたり、商品や海外宝くじなどが当選したという名目で金銭やクレジットカード番号の返送を促す場合は、当選商法を疑いましょう。返送すると繰り返し金銭を請求されたり、クレジットカードが不正に利用されたりする可能性があります。懸賞の応募はよく相手を確認しましょう。

また、応募をしていないのに、当選することはありませ



首都圏情報コーナー

ふるさと再発見の旅「団体佐渡旅行」実施

10月4日～6日まで、2泊3日の行程で第14回ふるさと再発見の旅「団体佐渡旅行」が実施され、63人が参加しました。

今回のテーマは「佐渡東海岸（河崎地区）めぐりと相川の街あるき・きらりうむ佐渡探訪」です。1日目は台風18号の影響による荒天のため、相川の街あるきは断念しましたが、その分、4月にオープンした佐渡金銀山ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」で、4つのスクリーンの美しい映像を、ゆっくり堪能することができました。

2日目は、すっかり天気も回復し、佐渡東海岸・河崎地区めぐりを行いました。「久知川ダム・長安寺・久知八幡宮」、昼食はさみ「姫埼灯台・津神島公園・大川屋外版画美術館・佐渡仏舎利塔・吾郎兵衛堂」と見学地は盛りだくさん。参加者は佐渡出身者が大部分ですが、初めて訪れた方も多く、皆さまにとっても喜んでいただきました。特に羽生二生地区での昼食は地区の皆さまの心からの手造りの料理「佐渡のごつつお」のおもてなしが素晴らしく、本当にうれしく、心に残る旅行となりました。

(文責：首都圏佐渡連合会・観光部会長 北嶋 准)



佐渡のごつつおを堪能する皆さん

編集後記

朝晩の寒さから冬の到来を感じるようになってきました。

本格的な冬のシーズンが近づいているのを感じます。

雪が降る前かと思いきや先月のうちに自動車の冬用タイヤへの交換を済ませました。雪が積もらないのにタイヤ交換するのももったいないので、タイヤ交換のタイミングはいつも悩みます。

皆さんは冬用タイヤへの交換はお済みでしょうか？ (K.O)

